

CPAP(持続陽圧呼吸療法装置)療法の **新たなご提案** CPAPの販売・レンタルのご案内



従来保険診療でCPAPを行う場合、
月1回または2カ月に2回の通院が必要になります。

主治医の指導のもとでCPAPを個人所有すると
毎月の通院が不要に

ただし、定期的な検査や診察は病状を把握する上で必要です。



個人所有って大丈夫なの？

実績

医療機器販売・臨床検査業務を行って20年の実績で薬事法を遵守しています。

アフターサービス

導入前のご相談から、導入後のメンテナンスまできめ細やかな対応を行っています。

スペシャリスト

CPAPや睡眠検査に関するスペシャリストが在籍しており、装置や睡眠のご相談などをしっかりサポートします。

安定してCPAPを使用している方を対象にしております。



個人所有までの流れ

1

CPAPの購入を主治医と相談

2

当社に連絡し購入やレンタルについて相談

3

裏面の指示書に必要事項を記入し、
FAX(06-6973-7452)または郵送

4

当社スタッフより連絡の上、CPAP導入の打合せ

5

設置完了後、当社より主治医へ報告

ご注意 購入・レンタルをする場合は、裏面の主治医の指示書が必要になります。

価格や支払い方法については、機種による違いもありますのでお問い合わせ下さい。お見積致します。

TMS 総合医療サービス株式会社

高度医療機器管理販売・賃貸業 許可No 第N00180号

〒537-0023 大阪市東成区玉津3-11-5

お問い合わせ

06-6973-7450

FAX:06-6973-7452



総合医療サービス CPAP

検索

<http://www.tms1992.co.jp> / E-mail: info@tms1992.co.jp